

(仮称) 大分市複合文化交流施設名称及びシンボルマーク選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 大分市複合文化交流施設（以下「複合文化交流施設」という。）の名称及びシンボルマークを選考するため、(仮称) 大分市複合文化交流施設名称及びシンボルマーク選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 複合文化交流施設の名称の選考に関する事項
- (2) 複合文化交流施設のシンボルマークの選考に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) その他委員会の設置の目的を達成するために市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、複合文化交流施設の名称及びシンボルマークが決定される日までとする。

(委員の責務)

第5条 委員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第8条 委員（第3条第2項第2号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市計画部駅周辺総合整備課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年 6月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、複合文化交流施設の名称及びシンボルマークが決定される日限り、その効力を失う。